

議案第1号

条例案に対する意見について

平成30年2月21日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

1 趣旨

平成30年2月岩手県議会定例会に提出された次に掲げる条例案について、岩手県議会から地方公務員法第5条第2項の規定に基づき意見を求められたので、別紙のとおり回答しようとするものである。

2 意見を求められた条例案

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（議案第25号）
- (2) 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（議案第26号）
- (3) 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（議案第27号）
- (4) 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（議案第57号）

人委職第 号
平成30年 月 日

岩手県議会議長 佐々木 順一 様

岩手県人事委員会
委員長 熊谷 隆司

条例案に対する意見について（回答）

平成30年2月14日付け議第320号により意見を求められた下記条例案につきましては、適当なものと認められます。

なお、議案第25号及び第57号の条例案による給料の特別調整額及び管理職手当の一部を減額する措置については、本県の諸般の情勢に鑑み行う特例的な措置であり、やむを得ないと考えますが、当該措置は平成17年度から長期にわたって実施されていることから、本委員会としては、職員の士気等に及ぼす影響を考慮し、早期に勧告に基づく給与水準が確保されるよう望むものであります。

記

議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第26号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第27号 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

議案第57号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

条例案に対する意見について

1 検討の趣旨

平成30年2月県議会に提案された職員に関する条例案について、県議会から地方公務員法第5条第2項に基づき意見を求められたことから、検討を行うものであること。

[議会日程]

- ・2月14日 意見照会（2月27日 回答期限）
- ・2月15日 本会議（招集日・議案提案）
- ・2月28日 本会議（質疑・委員会付託）
- ・3月16日 常任委員会（総務委員会）
- ・3月22日 本会議（最終日・採決）

2 意見を要する条例案

No.	議案番号	条例名
1	第25号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
2	第57号	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
3	第26号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
4	第27号	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

3 条例案の検証結果

No.	条例名	改正内容	検証結果	検討資料
1	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	勧告に基づかない任命権者の独自措置 給料の特別調整額の減額 (平成30年4月～平成31年3月)	意見有	別紙1
2	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	勧告に基づかない任命権者の独自措置 管理職手当の減額 (平成30年4月～平成31年3月)	意見有	別紙2
3	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	・環境衛生検査等業務手当、有害物取扱手当、公害防止等業務手当及び用地交渉手当の支給範囲の拡大 ・刑事作業手当の支給限度額の引上げ ・特定大規模災害に対処するための作業に従事した職員に係る災害応急作業等手当及び刑事作業手当に関する特例措置	適当	別紙3
4	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	退職手当の減額	適当	別紙4

4 条例案意見（事務局案）

意見を求められた条例案につきましては、適當なものと認められます。

なお、議案第25号及び第57号の条例案による給料の特別調整額及び管理職手当の一部を減額する措置については、本県の諸般の情勢に鑑み行う特例的な措置であり、やむを得ないと考えますが、当該措置は平成17年度から長期にわたって実施されていることから、本委員会としては、職員の士気等に及ぼす影響を考慮し、早期に勧告に基づく給与水準が確保されるよう望むものであります。

【参考】

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（人事委員会及び公平委員会並びに職員に関する条例の制定）

第五条 地方公共団体は、法律に特別の定がある場合を除く外、この法律に定める根本基準に従い、条例で、人事委員会又は公平委員会の設置、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について必要な規定を定めるものとする。但し、その条例は、この法律の精神に反するものであつてはならない。

2 第七条第一項又は第二項の規定により人事委員会を置く地方公共団体においては、前項の条例を制定し、又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において、人事委員会の意見を聞かなければならない。

別紙1**一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例****1 条例案の内容****(1) 趣旨**

諸般の情勢に鑑みた特別調整額の減額

(2) 改正内容

特別調整額の減額 勧告に基づかない任命権者の独自措置

平成30年4月から平成31年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額の月額について、

副部長級以上の職にある職員にあっては100分の5、総括課長級の職にある職員にあっては100分の3を減じた額とすること。(附則第38項関係)

	行政職8級相当以上			行政職6・7級相当	
	1種	2種	3種	4種	5種
減額割合	△5/100 (現行 △5/100)			△3/100 (現行 △3/100)	
特別調整額の例	128,900 (9級)	94,300 (8級)	84,900 (8級)	71,200 (7級)	50,500 (6級)
	代表的な職	部長	副部長、室長	参事	総括課長
減額措置影響額	△6千円程度	△5千円程度	△4千円程度	△2千円程度	△2千円程度

(3) 施行日等(附則関係)

平成30年4月1日から施行する。

2 条例案意見(事務局案)

適当なものと認められます。

なお、給料の特別調整額及び管理職手当の一部を減額する措置については、本県の諸般の情勢に鑑み行う特例的な措置であり、やむを得ないと考えますが、当該措置は平成17年度から長期にわたって実施されており、本委員会としては、職員の士気等に及ぼす影響を考慮し、早期に勧告に基づく給与水準が確保されるよう望むものであります。

【理由】

- ・ 本県の財政状況のほか、国や、他の都道府県における一般職の給与減額の動向など諸般の情勢を勘案して、1年間の期間を区切った特例的な措置として実施されること。
- ・ また、今年度は勧告どおりに給与水準の引上げが実施されており、今般の管理職のみに対する限定的な減額措置において生ずる公民較差は僅少であり、やむを得ないものと考えられること。
- ・ しかしながら、これまで委員会から繰り返し勧告に基づく給与水準の確保について意見を付しているにもかかわらず、減額措置が13年の長期にわたって実施されていることは、現在、東日本大震災津波からの本格復興や台風第10号災害からの復旧・復興等の職務に全力を挙げて精励している職員の士気等へ影響が及ぶことも懸念されることから、勧告に基づかない減額措置について早期に解消するよう望むことが適当と考えられること。

【参考】他県の減額措置状況（H29.4.1現在）

本県を含む7団体（14.9%）が実施

減額率（現行）	部長級		副部長級		総括課長級	
20%	1	兵庫県	1	兵庫県	1	兵庫県
15%超 20%未満	1	山形県	1	山形県	1	山形県
15%	—		—		—	
10%超 15%未満	—		—		—	
10%	1	北海道	1	北海道	1	北海道
5%	3	岩手県、愛知県、大阪府	3	岩手県、愛知県、大阪府	2	愛知県、大阪府
5%未満	1	奈良県	1	奈良県	2	岩手県、奈良県
計	7	(昨年比△1)	7	(昨年比△1)	7	(昨年比△1)

別紙2**市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例****1 条例案の内容****(1) 趣旨**

諸般の情勢に鑑みた管理職手当の減額

(2) 改正内容

管理職手当の減額 勧告に基づかない任命権者の独自措置

平成30年4月から平成31年3月までの間に支給されるべき教育職給料表4級の適用を受ける校長の管理職手当の月額について、職責に応じ100分の5又は100分の3を減じた額とすること。(附則第40項関係)

減額割合	対象職員	備 考
△5/100 (現行 △5/100)	期末手当・勤勉手当に係る職務加算割合について 20%加算の適用を受ける職員 ※ 職務加算割合 20% 行政職給料表8級(副部長級相当) 以上の職と同様	地域の中心校のうち、より校長の職務が特に困難であると認められる学校で人事委員会の承認を得て定める校長 <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校 14校 盛岡市立仁王小学校 等 ○ 中学校 9校 盛岡市立上田中学校 等
△3/100 (現行 △3/100)	上記以外の校長の職	

(3) 施行日等 (附則関係)

平成30年4月1日から施行する。

2 条例案意見 (事務局案)

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例における意見案と同じ。

別紙3

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例案の内容

(1) 趣旨

環境衛生検査等業務手当、有害物取扱手当、公害防止等業務手当及び用地交渉等手当の支給範囲を拡大し、刑事作業手当の支給限度額を引き上げ、並びに国の例に準じて、特定大規模災害に対処するための作業に従事した職員に係る災害応急作業等手当及び刑事作業手当に関する特例措置を講じる等所要の改正をしようとするものである。

(2) 改正内容

① 災害応急作業等手当及び刑事作業手当（死体処理作業）（附則関係）

国の例に準じ、東日本大震災津波発生時に措置した災害応急作業等手当及び刑事作業手当（死体処理作業）の特例措置について、特定大規模災害（※1）等（災害応急作業等手当においては、原子力緊急事態宣言（※2）があった場合を含む）発生時においても支給できるよう措置するとともに、所要の改正を行うもの。

《※1 特定大規模災害》

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部（※）が設置された災害（東日本大震災を除く）。

※ 緊急災害対策本部

内閣総理大臣が、著しく甚大かつ激甚な非常災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときに閣議決定により内閣府に設置する機関。東日本大震災時に初めて設置され、その後は設置されていない。

《※2 原子力緊急事態宣言》

原子力施設で重大な事故が発生した際に、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項に基づき内閣総理大臣が発する緊急事態宣言。東日本大震災津波に伴い福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所において初めて発令され、その後は発令されていない。（福島第二原子力発電所は平成23年12月26日付解除。）

各項における改正内容は以下のとおり。

ア 附則第11項関係の改正

職員が特定大規模災害に対処するため災害応急作業等に引き続き5日以上従事した場合に災害応急作業等手当の額を加算するもの。

イ 附則第12項・13項関係の改正

職員が原子力緊急事態宣言があった場合に対処するため特定原子力事業所の敷地内等において行う作業に従事したときに、災害応急作業等手当を支給するもの。

ウ 附則第14項・15項関係の改正

警察職員以外の一般職員が特定大規模災害に対処するため死体を取り扱う作業等に従事した場合に刑事作業手当（死体処理作業）を支給するもの。

エ 附則第16項関係

警察職員が特定大規模災害に対処するため検視又は死体の収容等の作業のほか、死体を取り扱う作業等に従事したときの刑事作業手当（死体処理作業）の上限額の特例を定めるもの。

オ その他所要の整備（附則第6項第4号及び第5号関係）

国の例に準じ、東日本大震災津波に対処するための災害応急作業等手当の支給対象区域から、警戒区域及び計画的避難区域に関する項目を削除するもの。

※避難指示区域の見直しにより、H29年3月までに上記2区域が全て「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」「帰宅困難区域」のいずれかに見直されたため、国の例に準じて削除するもの。

② 環境衛生検査等業務手当（第5条の2関係）

鉛等の有害物を含む電気電子機器のスクラップ（いわゆる雑品スクラップ）の保管等に際して、行政による把握や基準を遵守させることなど一定の管理のため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され（平成30年4月1日施行）、都道府県知事が指定することとされている環境衛生指導員の業務内容に、新たに「有害使用済機器の保管又は処分業」を行う者に対する立入検査が加えられたところ。

このことから、環境衛生検査等業務手当（日額：230円）の支給対象に、有害使用済機器の保管又は処分業者に対する立入検査を加えるもの。

※ 有害物使用済機器…鉛等の有害物質を含む、家電などの電気電子機器のスクラップ（いわゆる雑品スクラップ）。環境保全措置が十分に講じられないまま、破碎や保管された場合、火災の発生や有害物質等の漏出等の問題が生じる。

※ 県内の有害使用済機器の保管又は処分業に該当すると見込まれる業者…18業者

③ 有害物取扱手当（第8条第1項関係）

近年、台風や大雨洪水による河川や湖沼への環境影響が多く見られるようになり、水質検査への需要が高まっていることから、内水面水産技術センターにおいて、この水質検査に対応する必要性が生じているところ。水質検査にあたっては、有害物取扱手当（日額：290円）の支給対象である過マンガン酸カリウムを取り扱うこととなることから、内水面水産技術センターを有害物取扱手当の支給対象公所に加えるもの。

【農林水産部の支給対象公所】

病害虫防除所、家畜保健衛生所、生物工学研究所、農業研究センター、林業技術センター、水産技術センター、農業大学校、農業改良普及センター

④ 公害防止等業務手当（第8条の3第1項関係）

ア 大気汚染防止法改正に伴う改正

水銀に関する水俣条約（日本は平成28年2月に締結）の的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法が改正され（平成30年4月1日施行）、都道府県が行うこととされている立入検査の対象施設に、新たに水銀排出施設が加えられたところ。

このことから、公害防止等業務手当（日額：230円）の支給対象のうち、第1号に定める大気汚染防止法に伴う立入検査の対象施設に、水銀排出施設を加えるもの。

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例

（公害防止等業務手当）

第8条の3 [略]

（1） 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第26条第1項の規定に基づいて行うべき煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、解体等工事に係る建築物等その他の物件（関係帳簿書類を除く。）の立入検査

水銀排出施設を追加

※ 県内の水銀排出施設 30施設

イ オフロード法改正に伴う改正

第5次地方分権一括法により、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下「オフロード法」という。）が改正され、特定特殊自動車の使用者に対する立入検査等の権限の一部が都道府県に移譲（本県では広域振興局保健福祉環境部が所管）されたところ。

このことから、公害防止等業務手当の支給対象に、オフロード法に伴う立入検査を加えるもの。

※ 特定特殊自動車…油圧ショベルやフォークリフトなどの公道を走行しない特殊自動車

⑤ 用地交渉等手当（第9条の13関係）

東日本大震災により甚大な被害を受けた県立高田松原野外活動センターについて、岩手県東日本大震災津波復興計画復興実施計画に基づき代替施設の整備を進めることとしており、平成30年度から、教育委員会事務局生涯学習文化財課の職員が、用地交渉業務に従事する必要があるもの。

このことから、用地交渉等手当（日額：650円）の支給対象公所に教育委員会事務局生涯学習文化財課を追加するもの。

【県立高田松原野外活動センター災害復旧整備事業】

概要： 東日本大震災により甚大な被害を受けた県立高田松原野外活動センターについて、岩手県東日本大震災津波復興計画復興実施計画に基づき代替施設の整備を進めることとしているもの。

スケジュール：平成30年度 用地取得・建築設計・造成・グラウンド整備事業

平成31年度 造成・グラウンド整備工事・建築工事

平成32年度 造成・グラウンド整備工事・建築工事

平成33年度 開所

※ 進捗状況によっては平成31年度以降も用地交渉業務が発生する可能性がある。

⑥ 刑事作業手当（爆発物処理作業）（第10条の2第2項関係）

爆発物処理作業に従事したときに支給される刑事作業手当の手当額について、他県との均衡を考慮の上、当該手当の支給限度額を日額4,600円から5,200円に引き上げるもの。

⑦ 施行期日

平成30年4月1日から施行する。ただし、①については、公布の日から施行する。

2 条例案意見（事務局案）

いずれも適当なものと認められる。

【理由】

① 災害応急作業等手当及び刑事作業手当（死体処理作業）（附則関係）

東日本大震災津波に対処するため設けられた現行の特例規定について、特定大規模災害等が発生時にも速やかに支給できるよう、国に準じて措置しようとするものであり、適当と認められる。

② 環境衛生検査等業務手当（第5条の2関係）

有害使用済機器処理業者への立入検査は、平成29年6月の廃棄物処理法改正により導入されたものである。有害使用済機器は銅やアルミニウムなどの資源を含むため有償で取引されることがある一方、鉛等の有害物質を含むため環境保全措置が十分に講じられないまま保管・処分がなされた場合、生活環境上の支障が生じるおそれがあり、実際、不適切な保管等による火災が各地で発生して社会問題化したことから、環境省は平成24年3月、「買い取られる場合であっても直ちに有価物と判断されるべきではなく、その物の性状等を総合的に勘案し、積極的に廃棄物該当性を判断されたい」旨の通知を発出し、さらに今回の規制強化につながったものである。

こうした背景を勘案するに、有害使用済機器処理業者への立入検査は、現行規定で環境衛生検査等業務手当の支給対象となっている産業廃棄物処理業者に対する立入検査と同等の危険性が認められると考えられ、また、有害使用済機器処理業者は県内に18業者あり、今回の法改正に基づき職員が実際に立入検査を行う可能性があることから、措置することが適当である。

③ 有害物取扱手当（第8条第1項関係）

現状では、内水面水産技術センターに対して河川や湖沼の水質検査の要請があった場合、国の機関を案内しているが、閉塞した環境下の養殖で斃死があった場合などにおいては、即時に原因究明をしなければ全滅となるおそれもあり、漁業者の生活に直結していることから、県に検査要望があった場合は、国機関を案内することなく、県が即時に対応することが必要である。

水質検査では、通常、過マンガン酸カリウム消費量が検査項目に含まれ、検査者は検体（採取した河川水等）と過マンガン酸カリウムを混合することで、汚れの指標となる過マンガン酸カリウム消費量を測定する。従って検査者は、検体の汚れの程度にかかわらず試薬として過マンガン酸カリウムを取り扱わなければならないのであって、現に条例に規定されている支給対象業務を行うこととなるものであることから、措置することが適当である。

※ 過マンガン酸カリウムは、肌に触れるとやけどをおこす、塩酸と作用すると爆発するなど、取扱いに注意が必要な化学物質であり、消防法、水道法、労働安全衛生法など種々の法律で規制されている。

④ 公害防止等業務手当（第8条の3第1項関係）

ア 大気汚染防止法の改正に伴う対象施設の拡大

水銀排出施設への立入検査は、現行規定で支給対象となっている施設（ばい煙排出施設など）への立入検査と同等の危険性があると認められること、現に本県において水銀排出施設が30施設あり、今回の法改正に伴い、職員が水銀排出施設への立入検査を行う可能性があることから、措置することが適当であること。

イ オフロード法の改正に伴う対象業務の拡大

特定特殊自動車の使用者に対する立入検査では、特定特殊自動車の技術適合の有無を判断するため、希釈されていない排出基準を超過したガスを職員が吸い込む可能性がある。この場合、現行規定で公害防止等業務手当の対象とされている、ばい煙発生施設等での排出ガス測定と同等程度の作業を行うこととなることから、措置することが適当であること。

なお、東北の他の5県においては既に対応済みであり、手当額も山形県以外は本県を上回っている状況にある。

【東北各県の状況】

1日（円）	岩手	青森	宮城	秋田	山形	福島
公害防止等業務手当	230	300	300	280	230	350
オフロード法対応		○	◎	○	○	○

(◎条例改正済み ○既存の規定で対応可能)

⑤ 用地交渉等手当（第9条の13関係）

平成30年度から、岩手県東日本大震災津波復興計画復興実施計画に基づき、生涯学習文化財課の職員が用地交渉業務に従事することが明らかであるため、措置することが適当であること。

⑥ 刑事作業手当（爆発物処理作業）（第10条の2第2項関係）

爆発物処理作業については、近年の作業実績はないものの、イスラム過激派からテロの標的として名指しされている我が国にあっては何時事案が発生してもおかしくない状況にあると考えられ、実際、県内においても、爆破予告（イスラム過激派によるものかは不明）に伴う出動事案が平成26年度以降8件発生している。

爆発物処理作業は、防護服等を着用して行う著しく不快な作業であるとともに、容疑物をX線撮影する際には外部被ばくのおそれがあること、マジックハンド等を使用できない屋内においては素手での作業となることから一度爆発すれば四肢切断のおそれがあることなど、著しく危険を伴う作業である。

当該手当は平成4年が最終改正であり、20年以上改正が行われていないところ、全国的には36都道府県が5,200円以上の手当額となっており、本県の手当額（4,600円）は全国的に見て低い水

準となっている。東北の中で見ても、他の5県中、本県と同額で措置しているのは2県で、そのうち福島県は今年度増額改正を検討している状況にある。

2019年にラグビーW杯の開催を控えている本県にあっては、実際に事案が発生する可能性が以前にも増して高まっていると考えられ、他団体との均衡を踏まえて改正を行うことが適当と認められる。

【東北各県の状況】

1回(円)	岩手	青森	宮城	秋田	山形	福島
爆発物処理作業	4,600	5,200	5,200	<u>4,600</u>	5,200	<u>4,600</u>

※ 福島県が平成29年度2月議会において、4,600円⇒5,200円の増額改定を検討

【全国の状況】

- ・ 5,400円 1団体(東京)
- ・ 5,200円 35団体(青森・宮城・山形)
- ・ 4,600円 11団体(岩手・秋田・福島)

【前回改正】

- ・ 平成4年3月(平成4年4月1日施行)

別紙4**職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例****1 条例案の内容****(1) 趣旨**

退職手当に係る官民均衡を図るために設けられている「調整率」を、国に準じて「100分の87」から「100分の83.7」まで引き下げるこ。

(2) 改正内容

① 官民均衡を図るために設けられた「調整率」を、国に準じて 87/100 から 83.7/100に引き下げるこ。

(第1条、第2条関係)
※ 退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用。

(S47.12以前に在職 ⇒ S48 改正附則第五項、以降に採用 ⇒ 制定附則第16項を適用。)

$$\text{退職手当} = \boxed{\text{基本額}} + \boxed{\text{調整額}}$$

基本額：退職日の給料月額×勤続期間・退職理由別支給率×調整率

調整額：職責に応じた加算額

② 調整率の引下げに伴い、給与構造改革に伴う退職手当の経過措置の調整を行うこと。
(第3条関係)

○ 平成18年の給与構造改革に伴う退職手当の経過措置

(平成18年3月31日に退職した場合の手当額) > (新制度手当額) の場合
⇒ 旧制度による額を保障

※ 施行日前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎に算定した退職手当の額を保障したもの。

③ 地方独立行政法人法の改正に伴う所要の整備を行うこと。
(第1条関係)

(3) 施行日

平成30年4月1日 (国家公務員退職手当法：平成30年1月1日)

※ 経過措置なし

2 条例案意見（事務局案）

適当なものと認められる。

【理由】

- ・ 国家公務員退職手当法の引下げは、人事院が実施した「民間の退職金及び企業年金の調査」の結果、公務が78.1万円(3.08%)上回ったことから是正措置を講じたものであり、これに準じ改正を行うことは國家公務員との均衡及び間接的に民間従事者との均衡が図られること。
- ・ 施行日について、国家公務員の場合と異なるものの、駆け込み退職による行政運営や職員への影響、東北他県との均衡、過去の取扱いとの均衡を踏まえて設定されたものであり適当であるもの。
- ・ 経過措置を設けないことについて、国及び他県の取扱いに準じたものであること。
※ 経過措置を検討している都道府県は、福岡県及び沖縄県の2県。(人事課調べ)

3 参考資料

【参考1 過去の改正と条例案意見の状況】

年度	条例の改正内容	施行日		条例案意見の方向性
		(国)	(県)	
S57	調整率の引下げ 120/100 ⇒ 110/100 (3年間の経過措置 有)	S57. 1. 1	S57. 4. 1 (2月議会)	適当と認める。
H15	〃 110/100 ⇒ 104/100 (1年間の経過措置 有)	H15. 10. 1	H16. 1. 1 (9月議会)	適当と認める。
H25	〃 104/100 ⇒ 87/100 (2段階(6ヶ月、9ヶ月) の経過措置 有)	H25. 1. 1	H25. 4. 1 (2月議会)	適当と認める。なお、経過措置期間について、より職員に配慮することが望ましいが、やむを得ない※。

※ 経過措置期間について、本県における過去の例と比較して短期間の措置であるとともに、段階的な引下げ幅も大きいことから、全面的に賛成とは言い難いが、国や他都道府県の動向を踏まえると、やむを得ないと考えられることを考慮したもの。

【参考2 東北他県の状況 (H29. 12. 20 人事課調べ)】

	青森県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
提案議会	2月議会	2月議会	2月議会	2月議会	2月議会
施 行 日	H30. 4. 1	H30. 4. 1 を 想定			

【参考3 国通知】

「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」(抄)

(平成29年11月17日付け総行給第46号)

第3 退職手当の水準の引き下げについて

地方公務員の退職手当については、各地方公共団体において地方公務員法の趣旨を踏まえ、
今般の国家公務員の退職手当制度の改正に準じて適切な措置を講ずること。やむを得ず年内に
条例を成立させることが困難な場合には、前回の退職手当の支給水準の引下げ時に、いわゆる
「駆け込み退職」とされる事例が生じたことを踏まえ、各地方公共団体において、行政運営に
支障が生じないよう必要な措置を講ずること。その際、各地方公共団体は議会及び住民への説
明責任を十分果たすこと。